

前橋市立学校設置条例の改正について（議案第123号）

学校教育課

1 改正の理由

- (1) 市立朝倉小学校及び市立天神小学校を統合するため、所要の改正を行う。
- (2) 市立白川小学校赤城山分校及び市立富士見中学校赤城山分校を廃止するため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 統合後の校名を「前橋市立わかば小学校」とする。
- (2) 市立白川小学校赤城山分校及び市立富士見中学校赤城山分校の名称及び所在地に係る規定を削る。

3 施行期日

平成29年4月1日